

令和3年9月27日

安曇野市教育委員会

令和3年9月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 9 月 27 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長) 矢花 幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	施行規則一部改正の承認
要旨	市の条例・規則の全部改正に伴う教育委員会施行規則の一部改正
説明	<p>1. 施行規則の一部改正の根拠 本施行規則は、市教育委員会が取扱う個人情報については、安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）及び安曇野市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年安曇野市規則第 10 号）の定めるものの例によることになっており、市の条例が令和 2 年 9 月、規則が令和 3 年 3 月に改正したため</p> <p>2. 改正文、市の条例・規則 別紙のとおり</p> <p>3. 施行日 公布日</p>

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

本則中「安曇野市個人情報保護条例（平成 18 年安曇野市条例第 6 号）」を「安曇野市個人情報保護条例（令和 2 年安曇野市条例第 22 号）」に、「安曇野市個人情報保護条例施行規則（平成 18 年安曇野市規則第 10 号）」を「安曇野市個人情報保護条例施行規則（令和 3 年安曇野市規則第 20 号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市個人情報保護条例施行規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部改正

改正後	改正前
<p>安曇野市教育委員会が取り扱う個人情報に係る<u>安曇野市個人情報保護条例（令和2年安曇野市条例第22号）</u>の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、<u>安曇野市個人情報保護条例施行規則（令和3年安曇野市規則第20号）</u>の定めるものの例による。</p>	<p>安曇野市教育委員会が取り扱う個人情報に係る<u>安曇野市個人情報保護条例（平成18年安曇野市条例第6号）</u>の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、<u>安曇野市個人情報保護条例施行規則（平成18年安曇野市規則第10号）</u>の定めるものの例による。</p>

議案第 2 号	教育部 学校教育課
令和 3 年 9 月 27 日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長) 矢花 幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱の一部改正について
決定を要する事項の内容	要綱改正の承認
要旨	市の条例・要綱の改正に伴う教育委員会要綱の一部改正
説明	<p>1. 要綱の一部改正の根拠 本要綱は、市教育委員会が所管する公文書に係る安曇野市情報公開条例（平成 18 年条例第 5 号）第 32 条及び第 33 条の情報提供については、安曇野市公文書の情報提供に関する要綱（平成 30 年安曇野市告示第 217 号）の例によることになっており、市の条例が令和 2 年 9 月に、要綱が令和 3 年 3 月に改正したため</p> <p>2. 改正文、市条例・要綱 別紙のとおり</p> <p>3. 施行日 公布日</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱（令和2年安曇野市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

本則中「第32条及び第33条」を「第17条」に、「安曇野市公文書の情報提供に関する要綱」を「市民等の求めに応じた情報の提供に関する要綱」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

安曇野市教育委員会の所管に係る公文書の情報提供に関する要綱（令和2年安曇野市教育委員会告示第5号）の一部改正

改正後	改正前
<p>安曇野市教育委員会が所管する公文書に係る安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号) <u>第17条</u>の情報の提供については、<u>市民等の求めに応じた情報の提供に関する要綱（平成30年安曇野市告示第217号）</u>の例による。</p>	<p>安曇野市教育委員会が所管する公文書に係る安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号) <u>第32条及び第33条</u>の情報提供については、<u>安曇野市公文書の情報提供に関する要綱（平成30年安曇野市告示第217号）</u>の例による。</p>

議案第3号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について
決定を要する事項の内容	学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を制定すること
要旨	学校給食費会計を令和4年度から公会計化するに伴い学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例を制定すること
説明	<p>条例の項目は次のとおり</p> <p>第1条 (趣旨) 第2条 (定義) 第3条 (学校給食の実施) 第4条 (学校給食費の徴収) 第5条 (学校給食費の額等) 第6条 (督促) 第7条 (遅延損害金) 第8条 (学校給食の減免) 第9条 (委任)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例 (案) 資料1 ・ 安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例 資料2

○安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（案）

安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、本市が設置する学校における学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条の規定に基づく学校給食の実施並びに学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び児童又は生徒（以下「児童等」という。）以外の者が受ける給食をいう。

（2）学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食に要する経費をいう。

（3）学校給食費負担者 学校給食を受ける児童等の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）、その他学校給食の提供を受ける者をいう。

（学校給食の実施）

第3条 本市は、本市が設置する学校において学校給食を実施するものとする。

（学校給食費の徴収）

第4条 市長は、学校給食費負担者から給食費を徴収する。

（学校給食費の額等）

第5条 学校給食費の額、納付方法及び納付期限は、規則で定める。

（督促）

第6条 市長は、納付期限までに学校給食費を納付しない学校給食費負担者があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

（遅延損害金）

第7条 学校給食費負担者は、納付期限後に学校給食費を納付する場合には、当該学校給食費に、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、遅延損害金の額を加算して納付しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額の計算については、安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（平成17年条例第86号）第5条の規定を準用する。この場合において、同条の見出し中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と、「税外収入金」とあるのは「学校給食費」と、「延滞金額」とあるのは「遅延損害金の額」と読み替えるものとする。

（学校給食費の減免）

第8条 市長は、学校給食費負担者が天災その他やむを得ない事由により学校給食費を納付することが困難であると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例

平成17年10月 1 日条例第86号

改正

平成25年 8 月23日条例第30号

令和 2 年12月25日条例第32号

安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）に基づき、市税外収入金に関する督促手数料及び延滞金の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市税外収入金 法第231条の3第1項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の歳入をいう。
- (2) 督促手数料 法第231条の3第2項に規定する手数料をいう。
- (3) 延滞金 法第231条の3第2項に規定する延滞金をいう。

(督促)

第3条 市長は、市税外収入金を納期限までに納入しないものがある場合は、納期限後20日以内に督促状によって督促しなければならない。

- 2 督促状に指定すべき期限は、督促状を発した日から15日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(督促手数料)

第4条 督促状を発した場合は、督促手数料を徴収する。

- 2 督促手数料は、督促状1通について100円とする。

(延滞金)

第5条 第3条第1項の督促状を発した場合は、当該市税外収入金の額（その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）にその納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。

- 2 前項の規定による延滞金の額を計算するについて同項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の減免)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和41年豊科町条例第26号）、町税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和35年穂高町条例第7号）、村税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和40年三郷村条例第19号）、堀金村税外収入金に対する延滞金徴収条例（昭和49年堀金村条例第5号）又は町税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例（昭和40年明科町条例第22号）の規定に基づいて課した、又は課すべきであった督促手数料又は延滞金については、なお従前の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則（平成25年8月23日条例第30号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第5条及び附則第3項の規定、第4条の規定による改正後の安曇野市介護保険条例第8条の規定、第7条の規定による改正後の安曇野市農業集落排水施設条例第23条の規定、第10条の規定による改正後の安曇野市防犯灯分担金徴収条例第5条の規定並びに第11条の規定による改正後の安曇野市後期高齢者医療に関する条例第7条の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月25日条例第32号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条（安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例第5条第2項の改正規定に限る。）、第2条（安曇野市道路占用料条例第7条第4項の改正規定に限る。）、第3条（安曇野市準用河川占

用料条例第8条第4項の改正規定に限る。）、第4条（安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例第12条第4項の改正規定に限る。）及び第5条（安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例第13条第4項の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条による改正後の安曇野市税外収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例附則第3項の規定、第2条による改正後の安曇野市道路占用料条例附則第5項の規定、第3条による改正後の安曇野市準用河川占用料条例附則第2項の規定、第4条による改正後の安曇野市公共下水道事業受益者負担に関する条例附則第4項の規定及び第5条による改正後の安曇野市下水道事業受益者分担金徴収条例附則第4項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、施行日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第4号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を制定すること
要旨	学校給食費会計を令和4年度から公会計化するに伴い学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則を制定すること
説明	<p>施行規則の項目は次のとおり</p> <p>第1条 (趣旨) 第2条 (定義) 第3条 (学校給食費の額) 第4条 (基準学校給食日数) 第5条 (学校給食費の徴収) 第6条 (学校給食費の決定及び通知) 第7条 (学校給食費の納付方法) 第8条 (学校給食費の納付期限) 第9条 (児童手当による徴収) 第10条 (欠食による減額) 第11条 (学校給食費の還付) 第12条 (学校給食費の精算及び通知) 第13条 (児童等以外の者の実費負担等) 第14条 (学校給食費の減免) 第15条 (遅延損害金の適用の例外) 第16条 (委任)</p> <p>・安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則(案)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</div>

○安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則（案）

安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和3年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の定義は、条例において使用する用語の例並びに次に定めるところによる。

学校職員 学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条及び第49条に規定する職員をいう。

(学校給食費の額)

第3条 条例第5条に規定する学校給食費の額は、次表の左欄に掲げる学校に通学する児童等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区分	学校給食費の額（1人1日につき）
小学校	280円
中学校	330円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童等が飲用牛乳の提供を受けない場合、前項に規定する額から飲用牛乳の仕入額を基礎として計算する額を差し引いた額とする。

(基準学校給食日数)

第4条 年間の基準学校給食日数は、次のとおりとする。

(1) 小学校 200日

(2) 中学校 199日

(学校給食費の徴収)

第5条 市長は、第3条第1項に定める額に基準学校給食日数を乗じて得た年額を5月から翌年2月までの10月に分けて徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、転入学その他の理由により月の途中から学校給食の提供を受ける児童等の当該月における学校給食費は、日額に実学校給食日数を乗じて得た額とする。

(学校給食費の決定及び通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定により学校給食費の年額を決定したときは、速やかに学校給食費負担者に通知するものとする。

2 市長は、前項の学校給食費の年額に変更が生じたときは、該当する学校給食費負担者に通知するものとする。

(学校給食費の納付方法)

第7条 条例第5条に規定する学校給食費の納付方法は、口座振替又は納入通知書により行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(学校給食費の納付期限)

第8条 学校給食費の納付期限は、第5条第1項に規定する各月の末日（12月については、25日）とする。ただし、当該日が休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める日を納付期限とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条第3号に規定する教育扶助を受けているとき 当該教育扶助に係る費用の支給の日

(2) 安曇野市就学援助費支給要綱（平成17年教育委員会告示第14号）による学校給食費に係る就学援助費の支給を受けている場合であって、就学援助費の一部又は全部を給食費に充当する申出がされたとき 当該就学援助費の支給の日

(児童手当による徴収)

第9条 前条に規定する日までに学校給食費が納付されなかった場合において、児童手当法（昭和46年法律73号）第7条の規定により児童手当の受給資格者の認定を受けている学校給食費負担者であって、同法第21条第1項の規定による学校給食費の支払いに充てる申出がされているときは、当該児童手当の支給の日に当該児童手当からの公金振替により学校給食費を徴収する。

(欠食による減額)

第10条 学校給食を連続4日以上停止する場合は、徴収すべき学校給食費から、次に掲げる日数に日額を乗じて得た額を減額する。

(1) 停止予定期間の初日の3日(安曇野市の休日を定める条例(平成17年安曇野市条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)前までに安曇野市学校給食の実施に関する規則(令和3年規則第 号。以下「規則」という。)第3条第3項に規定する学校給食(開始・停止・復食)届【個人分】の提出があった場合 停止日数

(2) 前号以外の場合 停止日数から3を減じて得た日数

3 学級単位の停止の場合で停止予定期間の初日の2週間前までに規則第3条第3項に規定する学校給食(停止・復食)届【行事分】の提出があったときは、日額に停止日数を乗じて得た額を減額する。

(学校給食費の還付)

第11条 市長は、学校給食費の過誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)を生じたときは、該当する学校給食費負担者に過誤納金を還付しなければならない。ただし、生活保護法第13条第3号に規定する教育扶助の充当による場合は、同法第19条に規定する実施機関に返還するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、過誤納金の還付を受けるべき学校給食費負担者に未納の学校給食費があるときは、当該学校給食費に充当することができる。

(学校給食費の精算及び通知)

第12条 市長は、欠食等により学校給食費に大幅な変更を生じたとき、又は過誤納金の還付をする

ときは、該当する学校給食費負担者に通知するものとする。

(児童等以外の者の実費負担等)

第13条 児童等以外の者で、学校給食の提供を受ける者は、第3条第1項に定める区分に応じて実費相当分を支払うものとする。

2 学校職員の実費負担額の納付方法及び納付期限は、第7条及び第8条の規定を準用する。この場合において、同条中「学校給食費」とあるのは、「実費負担」と読み替えるものとする。

3 児童等又は学校職員以外の者で学校給食の提供を受ける者は、現金で第3条第1項に定める実費負担額を支払わなければならない。

(学校給食費の減免)

第14条 条例第8条の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、学校給食費減免申請書(様式第1号)に減免を必要とすることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、学校給食費減免(承認・不承認)決定通知書(様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

3 学校給食費の減免を受けた者は、その事由が消滅したときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(遅延損害金の適用の例外)

第15条 児童手当法第21条第1項の規定による申出をした学校給食費負担者については、条例第7条第1項に定める期限による遅延損害金を適用しない。ただし、第9条の規定による学校給食費の徴収が履行されない場合は、当該期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、条例第7条第2項の規定により計算した金額に相当する遅延損害金を徴収するものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食費の徴収に関し必要な準備行為は、この規則前においても行うことができる。

学校給食費減免申請書

年 月 日

（宛先）安曇野市長

申請者（保護者等）

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

安曇野市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例施行規則第14条の規定により、次のとおり学校給食費の減免を申請します。

記

1 児童又は生徒の氏名及び生年月日

ふりがな
氏 名

(年 月 日生)

2 在校する学校等

安曇野市立

学校

年

組

3 減免を必要とする理由

4 減免を受けようとする期間及び金額

年 月 日 から

年 月 日 まで

減免金額 円

第 号
年 月 日

学校給食費減免（承認・不承認）決定通知書

様

安曇野市長

年 月 日付で申請のあった学校給食費の減免について、次のとおり（承認・不承認）したので通知します。

記

1 児童又は生徒の氏名及び生年月日

ふりがな
氏 名 (年 月 日生)

2 在校する学校等

安曇野市立 学校 年 組

3 減免を必要とする理由

4 減免を受けようとする期間及び金額

年 月 日 から 年 月 日 まで

減免金額 円

5 不承認の理由

議案第5号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市学校給食の実施に関する規則の制定について
決定を要する事項の内容	学校給食の実施に関する規則を制定すること
要旨	学校給食費会計を令和4年度から公会計化するに伴い学校給食の実施に関する規則を制定すること
説明	<p>実施に関する規則の項目は次のとおり</p> <p>第1条 (趣旨) 第2条 (定義) 第3条 (学校給食の提供に係る届出等) 第4条 (学校職員の届出) 第5条 (委任)</p> <p>・安曇野市学校給食の実施に関する規則 (案) 資料1</p>

○安曇野市学校給食の実施に関する規則（案）

安曇野市学校給食の実施に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、安曇野市立学校の学校給食の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例並びに当該各号に定めるところによる。

（1）保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第16条に規定する保護者をいう。

（2）学校職員 法第37条及び第49条に規定する職員をいう。

（3）給食担当者 前号に規定する学校職員で学校給食事務を担当する学校職員をいう。

（学校給食の提供に係る届出等）

第3条 保護者は、児童等が安曇野市立学校に入学し、又は転入しようとするときは、学校給食の提供に係る申出書（様式第1号）を教育委員会に提出するものとする。

この場合において、同申請書は、児童等1人につき1部提出するものとする。

2 保護者は、前項の学校給食の提供に係る申出書に変更が生じるときは、学校給食変更届（様式第2号）を教育委員会に提出するものとする。

3 給食担当者は、学校給食の提供を受ける者について、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、教育委員会に対し、それぞれ当該各号に定める届を提出するものとする。

（1）年度当初学校給食を予定した日を学級閉鎖、学校行事等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【行事分】（様式第3号）

（2）長期欠席、傷病等により欠食とする場合及び復食とする場合 学校給食（停止・復食）届【個人分】（様式第4号）

（3）児童等の転入又は転出があった場合 転入・転出時学校給食開始・停止届（様式第5号）
（学校職員の届出）

第4条 学校給食の提供を受ける学校職員は、教育委員会に学校給食の提供に係る届出をするものとする。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に安曇野市立学校に在籍している児童等の保護者については、第3条第1項の規定にかかわらず、学校給食の提供に係る申出書を教育委員会に提出するものとする。

(準備行為)

- 3 学校給食の実施に関し必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

学校給食の提供に係る申出書

年 月 日

（宛先） 学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（保護者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、下記児童生徒に係る安曇野市立学校の学校給食の提供について、次のとおり申し出ます。

児童生徒	学校名	安曇野市立	学校	学年組	年 組
	フリガナ				
	氏 名				
学校給食の種類 (いずれかに○)	1	完全給食（主食、おかず、牛乳）			
	2	飲用牛乳なし（主食、おかず）【理由： _____】			
	3	給食なし（申し込まない）【理由： _____】			

※ この申出書は、提出日から児童生徒が安曇野市立学校に通う義務教育期間中有効となります。

※ 食物アレルギー等がある場合は、必ず学校にご相談ください。

※ その他、学校給食において特別な対応が必要な場合は、その旨を学校に申し出てください。

学 校 給 食（ 停 止 ・ 復 食 ） 届【 行 事 分】

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

申出者（学校職員）

学 校 名 安曇野市立 学校
職・氏名 _____

次のとおり学校給食について届け出ます。

学年・組	年 組
学校給食（停止・復食）月日	月 日（ ）から 月 日（ ）まで
理 由	

給食担当者 記入欄

学年・組	従来人数	変更人数	給食人数	備 考
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	
	人	人	人	

当日の総人数	変更人数	給食人数	備 考
人	人	人	

転入・転出学校給食開始・停止届

年 月 日

（宛先）学校長経由
安曇野市教育委員会

申出者（学校職員）

学 校 名 安曇野市立 学校

職・氏名 _____

次のとおり、転入・転出がありましたので届け出ます。

児 童 生 徒	学年組	年 組
	フリガナ	
	氏 名	
転入による 学校給食開始日	年 月 日	
転出による 学校給食停止日	年 月 日	
転入・転出先 学校名	学校	

※転入・転出の場合は、給食費事務処理の都合上、給食担当者が分かり次第速やかに提出してください。

議案第6号	教育部 生涯学習課
令和3年9月27日提出	(課長)深澤 与志章 (担当係長)遠藤 豊

タイトル	黒沢洞合自然公園整備検討委員会の設置について
決定を要する事項の内容	
要旨	
<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項5号、市、国、他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、非公開といたします。</p>	

議案第7号	教育部 各課
令和3年9月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	
要旨	
<p><u>議案第7号</u>の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、<u>非公開</u>といたします。</p>	

令和3年9月27日開催
安曇野市教育委員会9月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第7の2号	教育部 各課
令和3年9月27日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	
要旨	生涯学習課 後援 1件 (詳細 別紙)
<p><u>議案第7-2号</u>の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、<u>非公開</u>といたします。</p>	

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度9月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
32	R3.8.26	スポーツ推進担当	第70回記念 長野県縦断駅伝 競走	信濃毎日新聞社	代表取締役社長 小坂 壮太郎	信濃毎日新聞社 他	後援	より多くの方に周知したため。	8月24日	令和3年11月20日(土)~21日(日)				月 日	1日目:信毎本社前~岡谷市役所 2日目:松本城公園~飯田合同庁舎	中学生から一般成人までがチームを編成し、競技力を向上させる。都市対抗チームにより地域を活性化させる。	長野県内を2日間216.9km、22区間を、郡市代表15チームが競う。 参加料:1チーム10万円	-	-	-	基準第3条第2項により可
36	R3.8.26	スポーツ推進担当	サッカーイベント	ジョイフルサッカークラブ	澤口 東洋次	ジョイフルサッカークラブ	後援	コロナ禍で体を動かす機会、運動の機会が失われている中で、子ども達に体を動かす機会を提供し、サッカー並びにスポーツ活動を普及させていくために後援をいただきたい。	8月24日	令和3年10月11日~29日				月 日	県民豊科運動広場・西穂高運動場・高家グラウンド・豊科南部公園	長引く自粛生活により子ども達の運動機会、心身の成長機会が失われている中でサッカーを通して安曇野市の子ども達、ご家庭、地域社会に貢献するため。	ボール遊びを主とした全身運動(鬼ごっこ・ボール投げ・ボール蹴りなど)。	-	-	-	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和3年度9月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者	種別	申請理由	申請日			開催日	専決	理由	承認	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R	R	H	所管課意見	
										2	1								30				
36	R3.9.14	文化	第12回「満蒙開拓青少年義勇軍」シンポジウム	第12回「満蒙開拓青少年義勇軍」シンポジウム実行委員会	佐藤 喜久雄	第12回「満蒙開拓青少年義勇軍」シンポジウム実行委員会	後援	戦争体験者が少なくなる中で、語り継ぐことの意義を広く市民に伝えたい。	9	月	13	日	令和3年12月4日(土) 午後1時から午後4時30分				松本市勤労福祉センター3階3-3会議室	青少年義勇軍として体験された方の話を聞き、戦争の実相を学ぶ。	体験者による講演を行い、その後、参加者との質疑応答・意見交換を行う。参加料(資料代)500円。定員50人。	-	-	-	取扱基準第3条第2項により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度9月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
38	R3.9.21	スポーツ推進担当	第1回 あづみの野球フェスタ	あづみの野球フェスタ実行委員会	あづみの野球フェスタ実行委員会	後援	青少年健全育成及びスポーツ振興・野球普及のため。	9月21日	令和3年11月14日(土)				月 日	豊科県民グラウンド	野球普及活動	安曇野市内の学童野球・中学野球部員・高校野球部員が未就学・小学生を対象に野球遊びを体験させる。 参加料:無料	-	-	-	基準第3条第2項により可

令和3年9月27日開催
安曇野市教育委員会 9月定例会当日配布資料

【教育委員会定例会提出資料】

議案第8号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長) 矢花 幸恵

タイトル	安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	施行規則一部改正の承認
要旨	市の条例・規則の全部改正に伴う教育委員会施行規則の一部改正
説明	<p>1. 施行規則の一部改正の根拠 本施行規則は、市教育委員会が所管する公文書については、安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）及び安曇野市情報公開条例施行規則（平成18年安曇野市規則第9号）の定めるものの例によることになっており、市の条例が令和2年9月、規則が令和3年3月に改正したため</p> <p>2. 改正文、市の条例・規則 別紙のとおり</p> <p>3. 施行日 公布日</p>

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也

本則中「安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例第 5 号）」を「安曇野市情報公開条例（令和 2 年安曇野市条例第 23 号）」に、「安曇野市情報公開条例施行規則（平成 18 年安曇野市規則第 9 号）」を「安曇野市情報公開条例施行規則（令和 3 年安曇野市規則第 21 号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第8号）の一部改正

改正後	改正前
<p>安曇野市教育委員会が所管する公文書に係る<u>安曇野市情報公開条例(令和2年安曇野市条例第23号)</u>の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、<u>安曇野市情報公開条例施行規則（令和3年安曇野市規則第21号）</u>の定めるものの例による。</p>	<p>安曇野市教育委員会が所管する公文書に係る<u>安曇野市情報公開条例(平成18年安曇野市条例第5号)</u>の施行については、同条例の定めるものの例によるほか、<u>安曇野市情報公開条例施行規則（平成18年安曇野市規則第9号）</u>の定めるものの例による。</p>

報告第1号	教育部 各課
令和3年9月27日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分及び後援中止・変更分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 1件 生涯学習課 3件 文化課 5件 中止 1件 変更 1件 (詳細別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

教育部 学校教育課 後援台帳(令和3年9月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
10	R3.8.17	学校教育	学社連携・協働フォーラム	長野県中信教育事務所 所長 青木 淳	長野県教育委員会事務局 中信教育事務所	後援	管内の学校教職員及びPTA関係者等へ参加を呼びかけるため。	8月19日	令和3年11月27日(土)	○	県教委主催及び過去承認	○	8月20日	長野県総合教育センター	子ども達を豊かに育てるために、学校・家庭・地域それぞれができることを考え合い、よりよい連携・協働のあり方を共有する機会とする。	会場定員:120名限定 内容 前半:パネルディスカッション「学校、地域、行政等の連携・協働」(100分) 後半:グループディスカッション(50分) ネット視聴による受講あり	○	○	○	取扱基準第3条第1項第1号、第4条第1号及び2号により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(令和3年度9月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見	備考
34	R3.8.20	スポーツ推進担当	第74回全日本バレーボール高等学校選手権大会 中信地区予選会	安曇野・東筑バレーボール協会	会長 望月 雄内	中信バレーボール連盟	後援	バレーボールを広く若年層に普及し、バレーボールの振興を図るため。	8月10日	令和3年9月23日(祭)	○	過去承認	○	9月1日	女子:豊科高等学校	長野県のバレーボール界の発展と普及に寄与することを目指し開催する。	競技方法:5ブロックごとトーナメント方式の3セットマッチ。 参加料:1チーム 5,000円 男女各ブロック優勝(5チーム)を10月24日に南信にて開催予定の長野県第一ラウンドに推薦する。 ※平成29年度に後援あり。	-	-	-	基準第4条第2号により可	
35	R3.8.23	社会教育担当	2021まつもと広域ものづくりフェア	まつもと広域ものづくりフェア運営委員会	会長 井上 保	まつもと広域ものづくりフェア運営委員会・実行委員会	後援	松本、塩尻、安曇野の3市を中心とした次代を担う人材である、市内小中学生、高校生へのものづくりへの理解を深めるため。	8月20日	令和3年11月23日(火)~24日(水)	○	過去承認	○	9月6日	松本市中央公民館(Mウイング)・松本商工会館	子どもたちにもものづくりや理工学に関心を持ってもらうイベントの開催 地域製造業者の知名度と経営力の向上に貢献するよう、受発注、人材確保支援事業の開催	・信州まつもとビジネス商談会 ・販路開拓・地元学生に向けた企業展示会 ・ものづくり体験教室、科学教室の開催	-	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	信州松本ビジネス商談会は除く
37	R3.9.6	スポーツ推進担当	マルニシCUP第39回長野県小学生バレーボール大会(ブロック・地区大会)	安曇野小学生バレーボール連盟	会長 降旗 良治 競技委員 丸山 文生	(財)長野県バレーボール協会・長野県小学生バレーボール連盟	後援	安曇野市の体育施設や教育委員会の学校施設を借りて大会を開催する。地域の児童の親睦とバレーボールによる体位向上と体力養成を図る。	9月1日	令和3年9月26日(日)	○	過去承認	○	9月8日	豊科勤労者スポーツ施設体育館、豊科南小学校体育館、堀金小学校体育館	教育的な環境のもとに、バレーボールを通じて、地域の児童の親睦を図る。バレーボールによって小学生の体位向上と体力養成につとめる。	令和3年9月26日(日)午前8時30分~午後6時まで バレーボール大会 男子:トーナメント方式 女子:トーナメント方式 ※男女とも、参加チーム数により変更あり。 全試合3セットマッチ・フリーポジション制・6人制競技規則により実施(2021年度日本バレーボール協会の定める6人制競技規則による) 参加費:1チーム3,000円	-	○	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可	さわやか信州CUPより名称変更。大会自体の内容については変更なし。

教育部文化課 後援台帳(令和3年9月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
31	R3.8.24	文化	ほのぼの力作展	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	館長 金井貞徳	(一財)長野県文化振興事業団 キッセイ文化ホール (長野県松本文化会館)	後援 より有効な広報活動を行いたいため。	8月12日	令和4年1月14日(金)~1月16日(日) 9:00~17:00	○	過去承認	○	8月26日	キッセイ文化ホール(長野県松本文化会館)中ホール	日頃、造形活動に取り組んでいる養護学校や特別支援学校の児童・生徒及び社会福祉施設、授産施設の入・通用者の作品を多くの方々に鑑賞していただくことで、芸術文化の振興を図り、創造活動を奨励するため。	中信地区を中心とする特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童・生徒、並びに社会福祉施設(授産施設)の入・通用者の皆さんの絵画、陶芸、手芸、立体作品等の展示。入場無料。	○	-	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
32	R3.8.25	文化	穂高美術協会展	穂高美術協会	矢野口 靖	穂高美術協会	後援 安曇野地域の文化活動に貢献したいため。	8月25日	令和3年10月15日(金)~10月19日(火) 9:30~16:30 搬入:10月14日(木) 13:00~16:00	○	過去承認	○	8月26日	碌山公園 研成ホール	美術展を多くの方に鑑賞していただき関心を寄せて貰うことで、地域の芸術文化の振興をはかる。	日頃制作した油絵、アクリル画、版画など作品50点ほどを展示する。入場料および参加費無料。	○	○	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
33	R3.8.30	文化	第13回あつぷるファミリーコンサート	松本マザーズアンサンブル あつぷる	横山 愛	松本マザーズアンサンブル あつぷる	後援 子育て中の方たちを中心に私達の活動と演奏を広く一般に周知するため。	8月8日	令和3年12月5日(日)	○	過去承認	○	8月31日	松本市音楽文化ホール(ザ・ハーモニーホール)メインホール	主催団体は平成19年9月に発足したママさん吹奏楽団で松本市、安曇野市、塩尻市などから子育て中の母親たちが集まって日々練習に励んでいる。年に一度開催している「あつぷるファミリーコンサート」は団員の練習の成果を発表するため開催している。演奏会を通じて小さなお子さん連れのご家族も気軽に聞いて楽しんでもらいたい。	午前10時30分から正午に開催。「曲目:嵐メドレー他を演奏する。入場料:無料。	-	○	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
34	R3.9.1	文化	ベートーヴェン・シンフォニーシリーズ 第3回	松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会	実行委員長 古幡開太郎	松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会	後援 周辺地域の多くの人に楽しんでいただきたいため。	8月30日	令和3年10月17日(日)14:00~16:00	○	過去承認	○	9月3日	深志教育会館(松本深志高校同窓会館)	楽曲を演奏することでメンバーの演奏能力の向上を図ると共に、住民に楽しんでいただく。	ベートーヴェン作曲「弦楽四重奏第11番」やモーツァルト作曲の「ディベルティメント第17番」他を演奏。入場料1,000円。	○	○	-	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可
35	R3.9.3	文化	公募 第49回日本画県展	長野県日本画会	角田 範子	長野県日本画会	後援 地域の人々に日本画を広げ、文化交流を図る。	9月2日	令和3年10月13日(水)~10月18日(月)	○	過去承認	○	9月6日	豊科交流学習センター「きぼう」	地域の人々に日本画を広げ、文化交流を図り、長野県日本画会会員の作品を皆さんに鑑賞していただく。	長野県日本画会会員の日本画約60~70点を展示する。入場料:無料	-	○	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可

教育部文化課 後援台帳(令和3年9月定例会中止報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者	種別	申請理由	申請日				開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日				会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見
				月	日				年	月	日	年					月	日									
29	R3.8.12	文化	第14回礪山美術館友の会展	礪山美術館友の会	友の会 会長代行 清澤文雄	礪山美術館友の会	後援	広く市民に友の会の活動の一環をご覧いただき美術館にもっと関心を持っていただくため。	8	月	10	日	令和3年9月17日(金)~20日(月)	○	過去承認	○	8	月	13	日	礪山公園 研成ホール	友の会会員の日頃の作品制作の発表と地域の文化振興のため。	出品の申込を募り展覧会を開催する。募集部門:絵画・彫刻・工芸・書。入場料:無料、参加費:1人1,000円、参加者(見込):25名	-	○	○	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可

中止理由: 令和3年8月30日付 礪山美術館友の会より新型コロナウイルス感染症の情勢を鑑み「第14回礪山美術館友の会展」中止の通知を受理しました。

教育部文化課 後援台帳(令和3年9月定例会変更報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者		主催者	種別	申請理由	申請日			開催日	承認(専決)日			会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R2	R1	H30	所管課意見		
									月	日	年		月	日	年									
34	R3.9.8	文化	梯剛之ピアノコンチェルトin北アルプス	梯剛之ピアノコンチェルト実行委員会	実行委員長 相模一男	申請者と同じ	後援	地元の方が参加される合唱団を組織し共演する曲がありますので、多くの住民の皆様に鑑賞いただくため	8	月	24	日	(変更前) 令和3年9月4日(土)	9	月	8	日	大町市文化会館大ホール	ピアニストの梯剛之氏のピアノ協奏曲に合わせて地元の大合唱団による歌声で地域の皆様を元気にしたい。	出演:梯剛之(Pf) ベートーヴェン生誕250周年記念合唱団(地元合唱団) 全席指定:S席4,000円(100席限定)、一般3,000円、子供(小~高校)2,000円	-	-	-	取扱基準第3条第2項および第4条第2号により可

報告第2号

令和3年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
就学时健康診断業務	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の新入学予定児健診 9/15（水）【眼科】 有明あおぞら、 有明の森、北穂高 ○就学时健康診断に係る準備 （保護者宛通知発送、打合せ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度の新入学予定児健診 10/7（木）【眼科】 穂高、穂高幼稚園 ○就学时健康診断 10/13（水）豊科北小学校 10/14（木）明科地域 10/21（木）穂高北小学校 10/28（木）穂高西小学校
就学援助事務	<ul style="list-style-type: none"> ○就学援助費 ・追加認定（追加申請・認定保留分） ○特別支援教育就学奨励費 ・所得審査中 	<ul style="list-style-type: none"> ○前期分支給 ・就学援助費 ・特別支援教育就学奨励費 （前期分の支払のための調査）
就学事務	<ul style="list-style-type: none"> ○新入学予定者名簿（中学校）の作成 ・就学指定校変更の案内 	<ul style="list-style-type: none"> ○新入学予定者名簿（中学校） の作成
コミュニティスクール事業	<ul style="list-style-type: none"> ○堀金地域教育関係者連絡会 9/6（月） ○安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例改正 9月議会議決 ○生涯学習課協議（継続） ○安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱等見直し（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習課協議（継続） ○安曇野市コミュニティスクール 事業実施要綱等見直し（継続） ○堀金地域教育関係者連絡会 10/15（金）
GIGA スクール	<ul style="list-style-type: none"> ○活用支援 ・ICT 支援員と協力し、各学校の授業支援や教員向け 研修等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○活用支援 ・GIGA スクールサポーターによる 各校への支援の調整 ○ICT 教育推進委員会 ・授業公開等に向けた調整
学校安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ○交通事故0（ゼロ）プロジェクト ～9/30 ○9月16日（木）第1回通学路交通安全部会を開催 ○通学路合同点検の実施 9/27 から 9/30 	

令和3年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
安曇野アカデミー		9月30日（木） 第1回『安曇野』『獅子座』の背景・白井吉見 10月7日（木） 第2回「安曇野のフェアブル・千国安之輔」 10月14日（木） 第3回「安曇野薪能のはじまり 観世流能楽師 青木祥二郎の生涯」 10月21日（木） 第4回「安曇野の風土が生んだ漆の芸術家 高橋節郎」 10月28日（木）・30日（土） 第5回「堰からみた安曇野の歴史 小穴喜一」
学校開放講座	8月28日（土）「正しいグラフの読み取り方」（穂高商業高校）【延期】 8月28日（土）～全7回「初歩から学ぶ日商簿記3級取得」（穂高商業高校）【延期】 9月2日（木）～全4回「ボールパークで楽しもう」（明科高校）【延期】 9月4日（土）～全3回「Excel 中級」（穂高商業高校）【延期】 9月4日（土）～全2回「Scratchでゲームを作ろう！」（穂高商業高校）【延期】 9月6日（月）～全2回「バスケットの楽しさを知ろう！」（明科高校）【延期】 9月7日（火）～全2回「サッカーは好きですか？」（明科高校）【延期】	10月3日（日）～全6回 あづみのこども寄席

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館長・主事会	9月13日（月）第6回公民館長・主事会 ・公民館使用料の減免率の見直しについて ・文化祭の開催について ・公民館の管理運営マニュアルの改訂について ・令和4年度公民館事業計画について ・新型コロナウイルス感染状況に伴う公民館対応について 他	10月18日（月）第7回
公民館報	8月31日（火）館報企画会議 ・館報第62号の内容について ・館報第61号の最終確認について 9月15日（水）館報第61号発行	
総合芸術展		10月18日（月） 第2回実行委員会 10月23日（土） 文化祭作品選考（三郷） 10月29日（金） 文化祭作品選考（豊科・穂高・堀金）

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童クラブ	9月1日（水）～10日（金） 令和4年入所説明（5地域）	9月21日～10月7日 令和4年入所申込期間

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	9月6日（月） 下水道整備工事締結	10月業選 道路改良工事

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター	9月15日（水）青少年センターだより21号発行	10月16日（土）青少年センター講演会・運営委員会（予定） 10月25日（月）中信4市青少年補導センター連絡会
青少年体験事業		10月30日（土）・31日（日） 11月7日（日）・14日（日） 親子プログラミング教室
成人式		10月初旬 令和3年成人式案内状発送
子ども会育成会		10月2日（土）松本地方子ども会育成会連絡会安全講習会・育成者講習会 10月7日（木）子ども会育成会連合会常任委員会 10月20日（水）子ども会育成会だより29号発行

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
わいわいランド	中止中。	10月7日（木）放課後子ども総合プラン研修会（オンラインzoom）社会教育指導員

豊科公民館事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
第58回童謡祭り、第40回作詞作曲コンクール	8月17日（火） 8月13日に新型コロナウイルス感染症警戒レベルが5に引き上げられたことを受けて、期日延期と内容縮小を決定。	10月23日（土）の開催に向けて協議、準備を進める。 ・来賓なし ・優秀賞受賞曲披露、地元演奏、招待演奏は中止とする。
出会い・ふれ合い・生きがいセミナー	9月3日（金）「観音様にすぎる」 講師 原 明芳さん（豊科郷土博物館長） 参加者 18人 9月17日（金）「安曇野の美術～日本画家たちの魅力 山口蒼輪 保尊良朔 塩原光旦を中心に～」 講師 塩原 理絵子さん（安曇野市豊科近代美術館学芸員）	年度内の予定は終了。
親子ふれあい塾		子ども対象の事業は年度内実施を見合わせる（当初の計画では2回目を12月に予定）。

菊づくり講座		10月12日(火)第6回「輪台取り付けと冬至芽の管理について」 →豊科地域文化祭に出展
第17回豊科地域文化祭 (10月28日から11月14日)	9月24日(金) 芸能発表会実行委員会 ・プログラム編成を行う。	11月3日(水)開催に向けて準備を進める。
・作品展示	9月17日(金) 締切りで出展者を募集。	きぼう 10月28日から31日 豊科公民館 11月5日から7日 に向けて準備を進める。
・菊花展		10月28日から11月3日 菊づくり講座で育てた菊を豊科地域文化祭に出展。
・短歌大会		11月14日(日)に向けて準備を進める。
・俳句大会		11月13日(土)に向けて準備を進める。
ふるさと探訪講座	安曇野道祖神散歩 9月15日(水) 講師 窪田 雅之さん(松本市馬場家住宅館長)と下見、打合せ。	第1回 10月8日(金) 第2回 11月26日(金) 公用バスを利用する講座であるため、実施の可否も含め、新型コロナウイルス警戒レベル等を考慮しつつ慎重に行う。
ピアノリレーコンサート	8月末から9月末 ・ピアノの弾き込みを実施 ・昨年度の参加者に呼びかけて一人2時間ずつ 午前・午後に分けて実施 15日間	9月27日から10月18日の期間で参加者を募集する。 11月13日(土)にむけて準備を行う。

穂高公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
自然体験・環境(防災)講座		10月12日(火) 予備日19日 雨引山トレッキングと自然観察会
文化教養講座		10月20日(水) 読んでみよう古文書
青少年・親子自然体験講座		10月23日(土) 小中学生自然体験講座「国営アルプスあづみの公園で自然体験などをして楽しくすごそう」
季節の料理教室	9月2日(木) 湯葉づくり教室を予定していたが、講師側から新型コロナウイルス感染警戒レベル5のため教室自体を中止する旨の連絡があり延期とした	10月14日(木) 洞みづほ秋の料理教室を予定していたが、講師の体調不良により中止とする
趣味の講座	9月8,15,22,29日(水) 押絵講習会を予定していたが、申込者少数により中止とした	10月15日(金)～全6回 藁箆づくり教室
穂高地区公民館対抗球技大会(秋季)		9月29日(水) 穂高地区公民館対抗球技大会代表者会議を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から11月14日(日)に予定していた大会自体を中止するため、会議も中止とする
穂高地域文化祭		10月22日(金)～11月14日(日) 盆栽・山野草展、総合美術展、芸能まつり、あづみ野菊花展

三郷公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
まなび隊②	9月11日（土） 南信濃中央構造線について学ぶ 【コロナウイルス蔓延の為中止】	
ハテルマシキナ朗読会	8月28日（土） 終戦間際の沖縄の状況を抒情詩ハテルマシキナを通して学ぶ【コロナウイルス蔓延の為中止】	
けん玉チャレンジ	8月29日（日）第4回 けん玉による健康づくり級・段の取得を目指す 【コロナウイルス蔓延の為中止】 9月26日（日）第5回実施	
ふるさと講座	9月14日（火）第2回を実施 歴史探訪・自然観察を行う 【コロナウイルス蔓延の為中止】	
安曇野人物誌	9月26日（日）第2回を実施 研成義塾出身の両親を持つゴードン平林の誇りと信念について学ぶ	
芸能発表会プログラム編成会議	9月6日（月） プログラム及リハーサル日程の検討会議 【コロナウイルス蔓延の為中止】	
市民運動会正副係長会議	9月15日（水） 運動会運営方法についての会議を行う 【コロナウイルス蔓延の為中止】	
文化産業展菊花展実行委員会	9月22日（水） 文化産業展・菊花展について実施方法について検討を行う	
モノづくり講座		9月29日（水） 「包丁研ぎ教室」として刃物を持参していただき実際に砥ぐ技術を習得する
七日市場地域ふるさと巡り		10月2日（土） 地域を知るウォーキング
エンディングノート講座		10月28日（木） 終活の一つとして講座実施
市民運動会競技役員会		9月30日（木） 競技役員役割について周知を行う 【コロナウイルス蔓延の為中止】
芸能発表会実行委員会		10月7日（木） 役員役割について周知を行う 【コロナウイルス蔓延の為中止】
ふれあいコンサート		10月9日（土） 【コロナウイルス蔓延の為中止】
文化産業展		10月23日（土）～23日（日）
三郷地域市民運動会		10月31日（日） 【コロナウイルス蔓延の為中止】

堀金公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
拾ヶ堰めぐり	9月3日(金) バス移動を伴うため、中止とした。	
堀金のお宝発見講座 「上堀」	9月21日(火) 地域の成り立ち・歴史を学ぶ。 定員60名。	
拾ヶ堰サイクルツーリズム	9月25日(土) 拾ヶ堰沿いを自転車で巡り学ぶ。4名。	
拾ヶ堰クリーン大作戦		10月5日(火) 堀金小学校5年生とともに清掃活動を行う。
お宝発見講座 「堀金の昔話：古文書を調べてわかってきたこと」		10月18日(月) 地域の歴史を学ぶ。 定員60名。
堀金文化祭		10月29日(金)～31日(日) 堀金総合体育館を会場に、作品展等を開催。

明科公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室【中止】	9月1日(水) 月いちワンバウンドマッチ⑤ 講 師 スポーツ推進委員 内 容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会【中止】	10月6日(水) 月いちワンバウンドマッチ⑤ 講 師 スポーツ推進委員 内 容 ワンバウンドふらば～るバレーボール講習会
うまいもん市（共催事業） 【中止】	9月4日(土) 明科うまいもん市 主催者 明科いいまちつくろうかい！！ 内 容 地域特産物の販売に併せて高校生によるスマホ相談コーナー等を設けた地域活性型交流イベント	
スポーツ教室	9月11日(土) カヌー体験教室 講 師 安曇野リバープレーヤーズクラブ 場 所 三角島 万水川バイパス 内 容 カヌーへの乗艇や漕艇を体験 参加者 11名	
歴史探訪講座	9月14日(火) 明科の宝 PARTVII ～明科の遺跡と寺院～ 講 師 原 明芳（豊科郷土博物館長） 内 容 明科廃寺等の遺跡や光久寺、泉福寺等の由緒ある寺院を解説	
ふるさとたんけん隊③		10月2日(土) ～高瀬川たんけん～ 行先 大町エネルギー博物館、大町ダム、高瀬ダム 内容 博物館やダムの見学等
いいまちサロン（共催事業）		10月26日(火) 災害に備える～明科地域の防災について～ 講 師 土肥 三夫（防災士） 内 容 過去に身近な地域で発生した災害や防災マップの活用方法を解説

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会		○長野県スポーツ推進委員研究協議会 10月中 web 配信による
スポーツ推進審議会	9月10日（金）：第2回スポーツ推進審議会 内容 施設使用料の減免について（審議）	○第3回スポーツ推進審議会 9月29日（水） 内容 減免回数の制限について

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
スポーツ教室等	○MTB親子教室 9月25日（土）～ 全5回 会場：啼鳥山荘周辺 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中止する 場合あり</u> ☆9月中に実施予定のスポーツ教室について、 <u>コロナ感染警戒レベルの状況により中断として いる。</u>	○わんぱくGYM教室（年中児） 10月12日～2月15日（毎週火） 全15回 穂高総合体育館 ○動き作り運動あそび（小学校低学年） 10月13日～12月22日（毎週水） 全10回 豊科勤労者総合スポーツ施設体育館 ○インナーマッスル教室（高校生以上） 10月13日～12月22日（毎週水） 全10回 三郷公民館

穂高プール解体工事

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高プール解体	○解体工事説明会 10月4日（月） 午後7時から （会場：穂高公民館 第2会議室）	○解体工事着工（予定） 10月中旬から

新総合体育館建設事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科南部総合公園管理運営	○竣工式 10月8日（金） 午前10時から ○一般見学会 10月8日（金） 午後2時から	R4.1.1 指定管理開始 R4.1.5 プレオープン R4.1.15～16 グラウンドオープン

令和3年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
0歳からのミニコンサート	8月23日(月)会場:研成ホール 午前37人、午後20人 出演者 米窪玲(フルート) 飯田 朱音(ヴァイオリン) 飯田 糸音(ピアノ) 11月19日(金)会場:穂高会館講堂 定員50名 出演者 寺島美紀(ピアノ)...1(アマリイチ)(斉藤綾子・益田さち)(ダンス) 事前予約制 入場料 100円(大人のみ)	
美術館・博物館無料開館	10月2日(土)・3日(日) 豊科近代美術館・豊科郷土博物館・田淵行男記念館・高橋節郎記念美術館・穂高陶芸会館・飯沼飛行士記念館・貞享義民記念館・穂高郷土資料館	
熊井明子講演会・熊井啓監督作品上映会	10月24日(日)10時・16時上映会/13時30分講演会 上映作品:「日本列島」 会場:きぼう 定員 各回70人 観覧無料	
ギャラリートークリレー2021	10月19日(火)～11月3日(水) 豊科近代美術館・田淵行男記念館・飯沼飛行士記念館 高橋節郎記念美術館・豊科郷土博物館・穂高郷土資料館 貞享義民記念館・臼井吉見文学館・天蚕センター 井口喜源治記念館・絵本美術館森のおうち・山岳美術館 征矢野久水彩館	
長野オーガニックAIR 主催:長野県文化振興事業団	第3回滞在 11月17日(水)～11月24日(水) 「安曇野でつくる新作ダンス『イチニタスアヅミノノ』」 公演 11月23日(火) 穂高会館講堂 観覧無料 出演 ...1(アマリイチ)(斉藤綾子・益田さち)	
安曇野市美術館博物館連携事業	令和3年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布(4/28)) 7月利用者数:47人、8月利用者数:167人	
みらい交流ギャラリー	「困った生きもの」展 7月16日(金)～8月25日(水)	
アウトリーチフォーラム 主催:(一財)地域創造	アウトリーチ 10月27日(水)～29日(金) 堀金小学校 公演 10月30日(土) みらい 観覧料:500円 出演:モデトロ・サクソフォン・アンサンブル(サクソ四重奏)	

<p>シンビズム4 主催:長野県文化振興事業団</p>	<p>会期 8月14日(土)～9月12日(日) 近代美術館 出品 北澤一伯(彫刻、パフォーマンス) 小林紀晴(写真) 小松良和(絵画、インスタレーション) 根岸芳郎(絵画)、藤森照信(建築) 松澤宥(観念美術)、丸田恭子(絵画) 8月14日(土)開会式・16日(月)北澤一伯トーク 8月21日(土)藤森照信講演会 8月22日(日)松澤宥トーク 8月28日(土)小林紀晴上映会・トーク(みらい) 8月29日(日)丸田恭子トーク/対談 小松良和 9月4日(土)根岸芳郎トーク</p>	
---------------------------------	---	--

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み備考
ちくに生きものみらい基金充当事業	<p>9月21日(火)堀金小4年 拾ヶ堰・豊科郷土博物館 10月6日(水)堀金小1年 国営公園 10月21日(木)穂高西小 特別支援学級 大町山岳博物館 10月28日(木)豊科東小 長峰山 令和4年1月21日(金)豊科東小学校 長峰山周辺</p>	
子ども能楽教室 主催 実行委員会	<p>発表会・能楽講演会 12月11日(土) みらい 第5回稽古 10月2日(土) 第6回稽古 10月3日(日) 講師 青木道喜 受講者6人 (8月稽古中止) 文化庁「子どものための伝統文化の体験機会回復事業」採択</p>	
国営アルプスあづみの公園早春賦音楽祭 主催 実行委員会	<p>第17回あづみの公園早春賦音楽祭 10月9日(土) 国営アルプスあづみの公園 (中止)</p>	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み備考
企画展	<p>・夏季企画展「満願寺展Ⅱ～殿様と庶民の満願寺～」 会期:7月22日(木)～10月10日(日) 場所:豊科郷土博物館</p>	<p>・借用資料返却に向けた手配</p>
講座等	<p>(夏季企画展関連講座)(感染症対策により参加人数を制限) ・「幸せな死・不幸せな死」 期日:7月31日(土) 参加者22人</p>	

講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・満願寺現地見学会 期日：8月22日（日） 参加者15人 ・「なぜホトケムカエなのか」 期日：8月28日（土） 参加者15人 ・「松本平の観音霊場」 期日：9月25日（土） ・「満願寺をめぐる“殿様”たち」 期日：10月9日（土） 	・講座の10日前から事前申込み開始
職員派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課の自然環境保護を目的とする業務へ協力 ・国営アルプスあづみの公園の企画事業への協力 ・穂高西小学校 地域探検クラブへの職員派遣 ・豊科公民館 出会い・ふれあい・生きがいセミナーへの職員派遣 期日：8月6日（金）及び9月3日（金） ・ガールスカウト長野県第8団への職員派遣 期日：9月23日（木） 場所：穂高牧地区の棚田 	
教育委員会共催行事	<ul style="list-style-type: none"> ・日本景観生態学会第31回 信州大会 公開シンポジウム 「信州の現場から、自然と景観を紡ぐ」 期日：9月5日（日）（オンライン配信） 	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
安曇野市バーチャルミュージアム	・市ホームページサブサイト「安曇野市バーチャルミュージアム」とFacebook ページ「安曇野市教育委員会文化課」公開（3月1日～）	
コンパクト展示	<ul style="list-style-type: none"> ・「疫病退散～見えないものを追い払う～」 会期：7月9日（金）～9月16日（木） 場所：明科中学校 ・「生きものの決定的瞬間」 会期：9月1日（火）～10月31日（日） 場所：ほりで～ゆー四季の郷 ・「五つの心をひとつに」 会期：9月6日（月）～10月20日（水） 場所：三郷公民館 ・「困った生きもの」 会期：9月16日（木）～10月17日（日） 場所：三郷交流学習センター 	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	県宝の縄文土器のほか、鐘の鳴る丘集会所紹介コーナー、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8つの絵画教室作品展 会期：8月21日(土)～9月5日(日) ・ 第10回白鳥写真愛好会写真展 会期：9月7日(火)～9月19日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「三郷の記憶 ～三郷の遺跡展～」 会期：10月1日(金) ～10月31日(日)
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古文書講座 期日：8月28日、9月25日、10月9日、10月30日、 11月13日、11月27日、12月11日(土曜日) 9月11日に予定していたが、県の集中対策期間につき延期 ・ 臨地講座「人権平和学習講座」 場所：長野市松代 9月15日に予定していたが、感染症予防のため中止 ・ 第2回ふるさとを知る講座 「貞享騒動～加助様、松本藩にモノ申す～」 期日：9月18日(土) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中止又は延期とした講座につき代替日等の検討

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	<p>公開資料点数 公文書 43,507 点、地域資料 37,377 点(8月末現在)</p> <p>(8月新規点数/公文書 73 点、地域資料 949 点)</p>	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度後期企画展「江戸時代を生きる～出来事を記録する古文書～」 会期：9月5日(日)～12月28日(火) 場所：文書館 	
講座等 (企画展関連)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書館講演会「古文書研究発表会」 期日：10月3日(日) 場所：堀金公民館講堂 ・ 文書館講座「江戸時代の家作り一家作史料にみる安曇野の伝統民家一」 期日：10月24日(日) 場所：堀金公民館講堂 ・ 文書館講座「絵図の読み方・調べ方」 期日：11月7日(日) 場所：堀金公民館講堂 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座等の参加者募集 ・ 講座開催時におけるコロナ対策
市誌編さん	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第7回市誌編さん専門調査会(民俗部会) 期日：9月13日(月) 内容：「民俗編(資料編)」の構成の検討、市内巡検調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市誌編纂委員会及び次回の民俗部会の計画
職員派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安曇野アカデミーへの職員派遣 期日：9月30日(木)、10月7日(土) 内容：臼井吉見(9/30)、千国安之輔(10/7)についての講座 	

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
地域資料調査	臼井吉見関係資料を毎週火曜日に調査（調査員3人）	・『臼井吉見文学館 30周年記念誌』の作成に向けた調査

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『明科の宝』『穂高の宝』の頒布等	市内の施設で無料配布終了。市ホームページを通じて PDF版と Webbook 版を公開。また市内各図書館で閲覧、貸出が可能。	
『豊科の宝』の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市の歴史文化遺産再発見事業実行委員会 期日：8月24日（火） ・豊科地区の文化財等を題材とした冊子の執筆・編集。 	

文化財保護係

文化財保護事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
文化財補助事業事務	無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財防災設備保守関係、等への補助事業事務	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	県宝「光久寺薬師堂」の防災設備設置について、清水地区・明科消防署・市による協議を実施	資金計画、業者、施工方法等の検討を進める
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科（梅干野研究室）との連携事業 ・穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査 ・古民家の記録保存	古民家調査（9月9日） 小田多井八幡神社本殿（9月28日） 神社調査（豊科地域10月）
国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸及び珪華」巨石の崩落防止に係る協議	国天然記念物「中房温泉の膠状珪酸及び珪華」大弾正エリアに存する巨石の崩落防止工事を実施する	現状変更許可（8月23日） 国庫補助交付決定（9月1日） 県・市交付申請済み 10月～施工予定
第1回文化財保護審議会	令和3年度事業ほか	11月2日開催
文化財保護へ向けた啓発活動	いわれの地標柱等修繕事業	

文化財の無料公開	重要文化財「曾根原家住宅」・県宝「光久寺の文化財（木造日光菩薩立像・月光菩薩立像、薬師堂）」の無料公開を実施	月一回の無料公開を実施
----------	--	-------------

埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会の実施	一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会	随時対応
法第 93・94 条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和 3 年度以降公共事業協議	令和 3 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する	継続
明科廃寺出土遺物整理作業	平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業の実施	7 月から整理作業開始（～11 月末まで）
埋蔵文化財報告書作成作業	『令和 2 年度分試掘・立会報告』ほか 2 冊発掘調査報告書刊行に向けての作業（入稿 → 校正 → 刊行）	

図書館係

図書館事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷図書館 図書館講座	『万華鏡作り』 期日：10 月 2 日（土） 場所：ゆりのき	
中央図書館 映画上映会	『劇団四季 魔法を捨てたマジョリン』 期日：10 月 15 日（金） 場所：みらい	
第 2 回図書館協議会	期日：10 月 19 日（火） 場所：みらい	
グループボランティア等育成研修会	期日：10 月 23 日（土） 場所：みらい	

報告第3号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当係長)中村 正勝

タイトル	令和3年度 児童生徒の指定校変更及び区域外就学者
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>

報告第4号	教育部 学校教育課
令和3年9月27日提出	(課長)沖 雅彦 (担当)赤羽 文恵

タイトル	教育長報告
要旨	
説明	<p>安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、非公開といたします。</p>